

第96回関東信越国税局酒類鑑評会開催要領

出品申込票等提出期限	令和7年9月18日（木）午後4時（必着）
出品酒提出期限	令和7年9月25日（木）午後4時（必着）
品質評価	一審：令和7年10月2日（木）～3日（金） 二審：令和7年10月9日（木）
表彰式	令和7年11月13日（木）午後1時20分～午後2時30分 （受付：午後0時10分～午後1時）
技術研究会	令和7年11月13日（木） 第1部 午後0時30分～午後2時30分 第2部 午後3時～午後5時 （受付：午後0時10分～午後4時）

※ 酒類鑑評会に関して不明な点等がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

連絡先	関東信越国税局 課税第二部 鑑定官室
電話	048-600-3111（代表） 内線 2381・2384（担当：相澤・竹之下）

関 東 信 越 国 税 局

1 開催目的

酒類の品質評価を通じて酒造技術の進歩・発展を促し、当局管内で製造される酒類の品質向上を図り、酒類業の健全な発達に資することを目的とします。

2 出品対象

(1) 出品者

当局管内で清酒製造免許（試験製造免許を除く。）を受けている製造者とします。

なお、当局管内に複数の製造場を有している製造者については、それぞれの製造場に専任の製造責任者が存在し、かつ、出品する清酒の製造をした場合に限り製造場ごとに出品できます。

(2) 出品酒部門及び出品基準

部 門	出 品 基 準
吟醸酒の部	・ 吟醸酒（清酒の製法品質表示基準に基づき吟醸酒と表示できるもの。<u>純米吟醸酒は含まない。</u>） ・ 出品者の製造場（共同瓶詰め場等は除く。）において製造されたもの ・ 令和6酒造年度に製造されたもの ・ 付香味していない原酒
純米吟醸酒の部	・ 純米吟醸酒（清酒の製法品質表示基準に基づき純米吟醸酒と表示できるもの。） ・ 出品者の製造場（共同瓶詰め場等は除く。）において製造されたもの ・ 令和6酒造年度に製造されたもの ・ 付香味していない原酒
純米酒の部	・ 純米酒（清酒の製法品質表示基準に基づき純米酒と表示できるもので、かつ<u>添・仲・留の全ての掛米が精米歩合61%以上のもの。</u>） ・ 出品者の製造場（共同瓶詰め場等は除く。）において製造されたもの ・ 令和6酒造年度に製造されたもの ・ 付香味していない原酒

(3) 出品点数

製造場1場につき、吟醸酒の部、純米吟醸酒の部及び純米酒の部にそれぞれ1点、合計3点の出品が可能です。

3 出品に当たり提出するもの

(1) 提出物

イ 出品酒

（イ）令和7年9月25日（木）までに提出する出品酒の数量

出品1点につき500ミリリットル規格統一瓶（以下「アール瓶」という。）詰4本（一審用1本、二審用1本及び研究会用2本）

なお、可能な範囲でR箱による提出にご協力をお願いします。

瓶の口にラップ等をかぶせてからキャップをすると、清酒が漏れやすくなり、カビ等の原因となることがありますので、おやめください。

（ロ）後日追加出品する技術研究会用出品酒の数量

各部門で最優秀賞及び特別賞を受賞することとなった出品者には、後日、技術研究会用として該当する出品酒1点につきアール瓶2本（全ての部門）の追加出品をお願いしますので、あらかじめ出品酒と同じ清酒を用意しておいてください。

なお、優秀賞については、追加出品の必要はありません。

（ハ）瓶に貼付するもの（全ての瓶）

出品票（様式1-1、1-2及び1-3のいずれか）及び化粧ラベル

「出品票」は、様式1-1、1-2及び1-3のいずれかのMicrosoft Excelファイルに必要事項を入力し、印刷（極力カラーで印刷してください。）して外枠の線に沿って切り取った上で、全ての瓶に1枚ずつ貼付し、「出品票」の反対側には「化粧ラベル」を1枚ずつ貼付してください。

なお、追加出品酒についても同様に「出品票」と「化粧ラベル」を1枚ずつ貼付してください。

ロ 出品申込票及び技術研究会参加申込票（様式2）並びに出品酒調査票（様式3-1、3-2及び3-3）

各様式（Microsoft Excelファイル）に記載されている「記載要領」に従って必要事項を入力してください。

なお、特に製造場名、銘柄及び製造責任者（アルファベット表記も含む。）は、賞状、出品酒目録等に使用しますので、十分にご確認ください。

（2）提出方法及び提出期限

イ 出品申込票及び技術研究会参加申込票（様式2）並びに出品酒調査票（様式3-1、3-2及び3-3）

Prime Driveにより、令和7年9月18日（木）午後4時（必着）までに提出してください。提出方法については別添をご確認ください。

なお、Prime Driveによる提出が難しい場合には、紙により提出してください。その際は次の「ロ 出品酒」には同封せず、別途送付してください。

ロ 出品酒

直接搬入又は宅配便にて、令和7年9月25日（木）午後4時（必着）までに提出してください。

なお、直接搬入する場合は、さいたま新都心合同庁舎1号館2階及び20階で受付をした後に30階の鑑定官室に搬入してください（受付時間は平日の午前9時から午後5時（最終日は午後4時）までです。）。

（3）提出先

関東信越国税局 課税第二部 鑑定官室

〒330-9719
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 30階
Tel 048-600-3111 (代) 内線2381・2384 (担当：相澤・竹之下)

4 品質評価

(1) 実施日

一審：令和7年10月2日（木）～3日（金）

二審：令和7年10月9日（木）

(2) 品質評価員

当局管内酒類業組合の役員及び清酒製造者で当局管内酒造組合から推薦を受けた者、公設酒造技術指導機関職員、鑑定官室職員等、酒類に関する専門知識を有し、品質評価に十分な経験を持つ者で行います。また、鑑定官室長を品質評価員長とします。

(3) 品質評価方法

品温：約20℃

評価方法：

- ・ プラカップを使用する。
- ・ 吟醸酒の部及び純米吟醸酒の部については、出品酒者から申告のあった分析値（酸度）及び鑑定官室で測定した分析値（グルコース）を基に新甘辛度を計算し、新甘辛度の低い方から高い方へ並べて審査を行う。
- ・ 純米酒の部については、出品酒者から申告のあった分析値（酸度・日本酒度）を基に濃淡度を計算し、濃淡度の低い方から高い方へ並べて審査を行う。
- ・ 総合評価とプロファイル法を用いる（二審は総合評価のみ）。
- ・ 別紙「品質評価に関する留意事項」を参照し行う。

※ 出品受付から品質評価を行うまでは、15℃で保管します。

5 出品酒の品質評価結果等の通知

(1) 授賞の通知

最優秀賞、特別賞及び優秀賞の受賞者に対しては、所轄署の酒類指導官等を通じて10月末頃に連絡します。

(2) 結果の公表及び出品者への通知

審査概況及び受賞場名簿（受賞製造場名、法人番号、銘柄、杜氏等氏名）については、報道機関等に資料提供するとともに、令和7年11月13日（木）午後2時に関東信越国税局ホームページ（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/index.htm>）に日本語及び英語で掲載する予定です。

なお、出品酒の評価結果の詳細については、後日出品者に通知します。

6 表彰

(1) 表彰式

イ 日時及び場所

令和7年11月13日(木) 午後1時20分～午後2時30分
さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

ロ 受付

午後0時10分～午後1時 2階 表彰式会場(講堂)前

※ 咳・発熱等の症状がある場合や、体調が優れない場合の入場はお断りします。

ハ その他

来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

(2) 表彰の内容

「吟醸酒の部」、「純米吟醸酒の部」及び「純米酒の部」のそれぞれの部において、二審の成績が優秀であった出品者及びその製造責任者には「優秀賞」を授与します。

なお、各部門の最上位者には、「最優秀賞」、最上位に続く上位二者には、「特別賞」を授与します。

また、英文賞状も併せて授与します。

(3) 入賞の決定

優秀賞を授与する製造場の数は、「吟醸酒の部」、「純米吟醸酒の部」及び「純米酒の部」のそれぞれの部について出品場数の3分の1以上の最小の場数とし、同順位の製造場がある場合はそれを含むものとします。

また、「最優秀賞」及び「特別賞」を授賞する製造場の選定に当たって、二審の成績が同点の製造場がある場合は、一審の成績が上位である製造場を受賞者とし、一審の成績も同点である場合は、品質評価員長の一任により決定します。

(4) 授賞対象からの除外

次のイからホのいずれかに該当する場合は、第96回関東信越国税局酒類鑑評会の授賞対象から除外します。

イ 第96回関東信越国税局酒類鑑評会において、出品酒調査票の必須記入項目の記入内容が出品基準を満たさない場合で、出品対象に該当しないと確認された場合

ロ 令和5年10月1日以降に国税に関する法律、食品衛生法及び食品表示法に違反し処分を受けた場合

ハ 令和5年10月1日以降に国税に関する滞納処分を受けた場合

ニ 令和5年10月1日以降に国税又は地方税の重加算税賦課決定を受けた場合

ホ 令和5年10月1日以降にその他の法令の違反等、酒類製造者として社会的責任を著しく欠く行為を行った事実が判明した場合

(5) 授賞の取消し

関東信越国税局酒類鑑評会において最優秀賞、特別賞又は優秀賞を受賞した後に、(4)のイからホのいずれかに該当することが判明した場合は、当該授賞を取り消すことがあります。

7 技術研究会

(1) 目的

清酒製造者が出品酒のきき酒を行い、製造技術の向上に資することを目的とします。

(2) 対象者

清酒製造業関係者を対象とします。対象者以外の方は参加できません。

(3) 日程等

イ 日時及び場所

混雑防止の観点から、入替制（全2部）で開催します。参加できるのはいずれかの1回のみとし、参加する部の時間帯については鑑定官室から指定させていただきます。

日時：令和7年11月13日（木）

第1部 午後0時30分～午後2時30分

第2部 午後3時～午後5時

場所：さいたま新都心合同庁舎1号館 20階 第一会議室

ロ 受付

午後0時10分～午後4時 2階 入口正面

ハ 出品目録

技術研究会で配付する出品目録には出品酒全点を掲載します。

また、出品目録には、最優秀賞、特別賞及び優秀賞を明示するほか、出品酒調査票において出品者が掲載を希望しない旨を表明した場合を除き、出品酒の原料米品種、使用酵母及び精米歩合を掲載します。出品酒調査票に記載の無い事項があった場合は、掲載を希望しないものとして取り扱います。

ニ その他

(イ) 発熱された方や体調の優れない方は、ご来場をご遠慮ください。

(ロ) 技術研究会後、車を運転される方は、きき酒をお断りします。

(ハ) 展示数量に限りがあるので、出品酒が無くなった場合にはきき酒できません。

(ニ) 受付時にお渡しする入館証は、お帰りの際に必ず返却してください。

(4) 事前参加申込み

参加を希望する場合は、様式2「出品申込票及び技術研究会参加申込票」の3. 技術研究会参加者欄（1場当たり5名以上の参加をご希望の場合、鑑定官室あて個別にご相談願います）に記載し、Prime Driveにより、令和7年9月18日（木）までに提出してください。Prime Driveでの提出が難しい場合は、紙により提出してください。

なお、事前申込みのない方の技術研究会への参加はできません。

8 その他

(1) 出品酒等の処分

出品酒については、原則として出品者への返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、残余の出品酒及び空き瓶は、鑑定官室において処分いたします。

(2) 課税処理等

出品酒の移動・払出し等については、帳簿に誤りのないよう記載するとともに、課税

処理等を適切に行ってください。

また、出品料は不要ですが、出品に要する諸経費は、全て出品者の負担となります。

(3) 出品酒調査票の記載事項について

出品目録等への掲載以外に、出品酒調査票（様式3－1、3－2及び3－3）に記載された個別の内容を公表することはありませんが、酒造技術の進歩改善に資する目的で、集計値については酒造講話会等で公表させていただきます。

(4) 火落菌に汚染した疑いのある出品酒の展示について

出品酒に火落菌に汚染した疑いがあると認められた場合には、技術研究会での展示は瓶のみとし、出品酒の展示は行いませんので、あらかじめご了承ください。